飼い主の皆さまへ

狂犬病予防注射のルールが変わります！



令和9年4月1日から

✓ 狂犬病予防注射が通年で接種できるようになります

これまで法律上は

4月1日～6月30日

の間に接種することとされていましたが、

➡ **年間を通じて接種可能になります**

（毎年1回の接種義務は変わりません）

3月の交付済票年度についても変更があります

これまで

3月2日～3月31日に接種した場合

➡翌年度の注射済票を交付としていましたが、

令和9年度から

➡ **接種した年度の注射済票を交付します**



毎年3月に接種している方へ

これまで3月中の接種は翌年度分として扱われていましたが、
令和9年度からは当該年度扱いとなります

令和9年度の注射済票を受けるには
令和9年4月1日以降に接種してください



飼い主の皆さまへのお願い

- 狂犬病予防注射は**毎年1回必要**です
- 接種時期は自由になりますが、接種忘れ防止のため毎年同じ時期の接種をおすすめします
 （ただし毎年3月に接種している方は4月以降に接種してください）



狂犬病予防注射は
愛犬と地域を守る大切な予防接種です

ご理解とご協力をお願いします

岐阜市保健所　生活衛生課　電話 058-252-7195